第三十八条第一項中「から第二十二条まで及び第二十四条」を削り、同条第二項中「第二十一条第三項、第二十二条第四項」の下に「、第二十三条第五項」を、「第五十六条第一項」と」の下に「、第二十三条第三項中「第四十条の二第一項」とあるのは「第五十六条の二第一項」と」を加える。

第三十九条第一項第九号及び第三項第十号、第四十一条第一項第五号並びに第二項第八号及び第九号、第四十一条の三第二項第四号及び第五号、第四十三条、第四十四条第三項、第四十八条第一項第四号、第三項第七号及び第四項並びに第五十条第二項第三号中「妻」を「配偶者」に改める。

第五十一条第三項中「厚生労働大臣が」を削る。

第五十一条の二の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により届書の提出を求めた場合において、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。

第五十一条の三の見出し、第一項及び第二項第一号中「妻」を「配偶者」に改める。

第五十三条第一項中「から第二十二条まで及び第二十四条」を削り、同条第二項中「第二十一条第三項、第二十二条第四項」の下に「、第二十三条第五項」を、「第七十三条第一項」と」の下に「、第二十三条第三項中「第四十条の二第一項」とあるのは「第七十三条の二第一項」と」を加える。

第六十条の六第三項中「厚生労働大臣が」を削る。

第六十条の六の二の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により届書の提出を求めた場合において、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。

第六十条の八中「から第二十二条まで及び第二十四条」を削る。

第六十九条中「第十八条の二第一項に規定する届書」の下に「、同条第三項若しくは第二十三条第三項に規定する書類」を、「第三十六条の二第一項に規定する届書」の下に「、第三十六条の二第三項に規定する書類」を、「第五十一条の二第一項に規定する届書」の下に「、同条第三項に規定する書類」を加え、「又は第六十条の六の二第一項に規定する届書」を「、第六十条の六の二第一項に規定する届書又は同条第三項に規定する書類」に改める。

第七十条第一号中「年を」を「一年を」に改める。

第七十条の二第一項中「並びに第七十七条の四第三項」を「、第七十七条の四第三項」に改め、「行う被保険者」の下に「並びに当該通知に係る期間について法第九十三条第一項の規定による保険料の前納が行われている被保険者」を加える。

第七十四条中「第八十九条第二号」を「第八十九条第一項第二号」に改める。

第七十四条の二中「第八十九条第三号」を「第八十九条第一項第三号」に改める。

第七十五条中「第八十九条各号」を「第八十九条第一項各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（保険料の納付の申出等）

第七十五条の二　法第八十九条第二項の規定による保険料の納付の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　保険料を納付する期間

三　基礎年金番号

2　前項の申出を行つた者が同項第二号に規定する期間（既に納付された保険料及び既に納期限の到来している保険料に係る期間を除く。）を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　変更前及び変更後の保険料を納付する期間

三　基礎年金番号

第七十六条中「第八十九条各号」を「第八十九条第一項各号」に改める。

第七十七条第一項各号列記以外の部分中「申請は」の下に「、保険料全額免除（同項の規定により保険料の納付を要しないものとすることをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度（毎年七月一日から翌年六月三十日までをいう。第七十七条の三第一項及び第七十七条の五第一項において同じ。）ごとに」を加え、同項第三号中「申請者、」を「第二号に規定する期間における申請者、」に、「及び第七十七条の三」を「、第七十七条の三及び第八十五条の二第二項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「申請者の属する」を「前号に規定する期間における申請者の属する」に、「次号及び第七十七条の三第一項第二号において」を「以下」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　保険料全額免除を受けようとする期間

第七十七条第二項第三号中「前年」を「前項第二号に規定する期間の属する年の前年」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前年」を「前項第二号に規定する期間の属する年の前々年。以下同じ。）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前項第二号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主及び申請者の配偶者の有無を明らかにする書類又は当該有無に関する申立書

第七十七条第三項中「、第一項に規定する申請書」の下に「（保険料全額免除を受けようとする期間に保険料全額免除の申請日が含まれる場合に限る。）」を加える。

第七十七条の三第一項中「申請は」の下に「、保険料一部免除（同条第一項から第三項までの規定により保険料の四分の三、半額又は四分の一の納付を要しないものとすることをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする年度ごとに」を加え、第三号中「第九十条の二第一項、第二項又は第三項」を「第九十条の二第一項から第三項まで」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「申請者の属する」を「前号に規定する期間における申請者の属する」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　保険料一部免除を受けようとする期間

第七十七条の三第二項第三号中「前年」を「前項第二号に規定する期間の属する年の前年」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前年」を「前項第二号に規定する期間の属する年の前年（当該期間に一月から六月までのいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該月の属する年の前々年。以下同じ。）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前項第二号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主及び申請者の配偶者の有無を明らかにする書類又は当該有無に関する申立書

第七十七条の四第一項中「申請は」の下に「、学生等の保険料納付の特例（同項の規定により保険料の納付を要しないものとすることをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度（毎年四月から翌年三月までをいう。）ごとに」を加え、同項第二号中「申請者」を「学生等の保険料納付の特例を受けようとする期間における申請者」に改め、同条第二項第二号中「申請者」を「前項第二号に規定する期間において申請者」に改め、同項第三号中「第七十七条の六第一号」を「前項第二号に規定する期間において第七十七条の六第一号」に改め、同項第四号中「前年」を「前項第二号に規定する期間の属する年の前年（当該期間に一月から三月までのいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該月の属する年の前々年。以下この条において同じ。）」に改め、同項第五号中「前年」を「前項第二号に規定する期間の属する年の前年」に改める。